

福岡県内に宿泊される皆さまへ

# 宿泊税

## のご案内

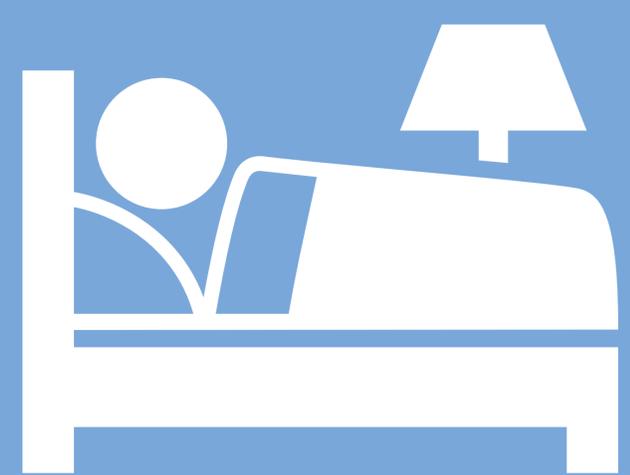
2020年4月1日～

致於福岡県内住宿的旅客

住宿税介绍

2020年4月1日～

FUKUOKA



Accommodation  
TAX

숙박세  
住宿税  
住宿税

April 1, 2020 START

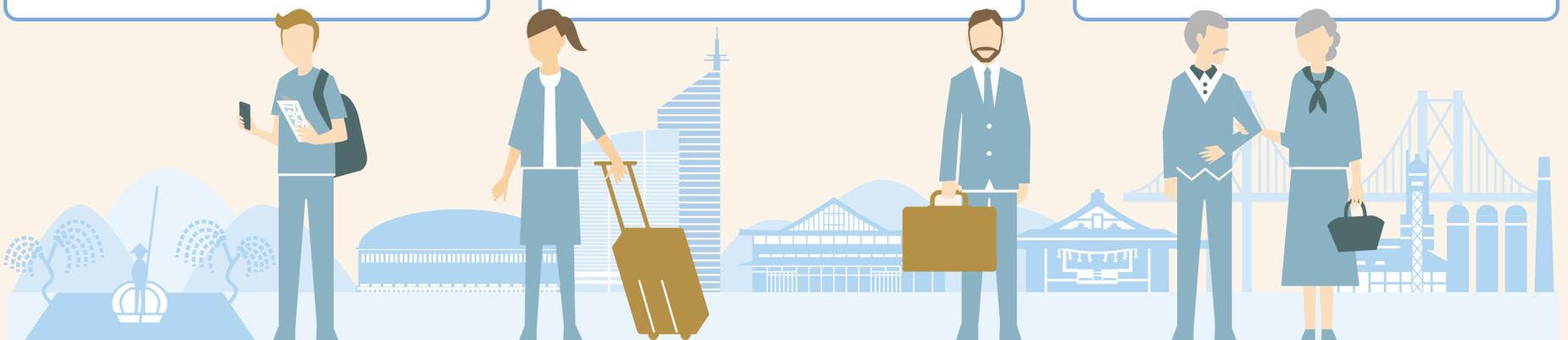
福岡県全体の観光の魅力を高め、旅行者の皆さまの満足度向上を図るための施策に活用します。

住宿税將用於增加福岡縣整體觀光魅力，以及提升遊客滿意度等措施。

地域の自然・歴史・文化などを活かした魅力溢れる観光地づくりを推進します。  
活用地区的自然、歴史、文化等，促進魅力洋溢觀光地之建設。

旅行者が快適に滞在できる施設の整備(バリアフリー化など)を推進します。  
促進整備旅客能夠舒適逗留之設施(無障礙化等)。

宿泊施設や飲食店の多言語化を推進します。  
推展住宿設施及餐飲店之多言語化。



支払い方法

宿泊された宿泊施設へお支払いください。(住宅宿泊仲介業者や旅行者へ宿泊税を支払われた方は、宿泊施設へのお支払いは不要です。)

支付方式

請支付給住宿的住宿設施。(住宿税已支付給民宅住宿仲介業者或旅行者時，不需再支付給住宿設施。)

宿泊者1人1泊につき **200円**

※福岡市内にお泊りの方は、20,000円以上の場合500円。

住宿者1人1晚 **200日圓**

※於福岡市内住宿者，20,000日圓以上時為 500日圓。



福岡県

Fukuoka Prefecture

【お問合せ】

福岡県総務部税務課間税係  
福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
TEL / 092-643-3065 FAX / 092-643-3069  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzei.html>



※1 ここでいう宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含みません。  
※2 北九州市内に宿泊する場合の税率の内訳は、県税50円、市税150円となります。  
※3 福岡市内に宿泊する場合の税率の内訳は、県税50円、市税150円又は450円となります。